



# 島根県報

平成19年3月30日(金)

号外第36号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目次

### 告示

島根県環境影響評価技術指針の一部改正

(環境政策課)

## 告 示

### 島根県告示第271号

島根県環境影響評価技術指針(平成11年島根県告示第856号)の一部を次のように改正する。

平成19年3月30日

島根県知事 澄田信義

第4条第2項を次のように改める。

- 2 事業者は、前項第1号に掲げる情報の把握に当たっては、当該対象事業の内容の具体化の過程における環境の保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容を把握するよう留意するものとする。

第4条に次の1項を加える。

- 3 事業者は、第1項第2号に掲げる情報の把握に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。
- (1) 入手可能な最新の文献その他の資料により把握すること。この場合において、当該資料の出典を明らかにできるよう整理すること。
  - (2) 必要に応じ、関係する地方公共団体若しくは専門家その他の環境影響に関する知見を有する者(以下「専門家等」という。)からその知見を聴取し、又は現地状況を確認するよう努めること。
  - (3) 当該情報に係る過去の状況の推移及び将来の状況を把握すること。

第5条第1項中「別表第1」の次に「各号の表」を、「内容」の次に「(同表備考第2号に掲げる特性を有する当該事業の当該特性をいう。以下同じ。)」を加え、「標準項目」を「参考項目」に、「対して、必要に応じ、項目の削除又は追加を行うことにより」を「を勘案して」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、この限りでない。

- (1) 参考項目に関する環境影響がないこと又は環境影響の程度が極めて小さいことが明らかである場合
- (2) 対象事業実施区域又はその周囲に、参考項目に関する環境影響を受ける地域その他の対象が相当期間存在しないことが明らかである場合

第5条第4項及び第5項を削り、同条第3項第4号ア及びイ中「次条第1項第6号」を「次条第6号」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項本文」に改め、同項第1号中「実施(」の次に「対象事業の一部として行う対象事業実施区域にある工作物の撤去又は廃棄を含む。」を加え、同項に次の1号を加える。

- (3) 対象事業の目的として設置される工作物の撤去又は廃棄が予定されている場合にあつては、当該撤去又は廃棄

第5条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 事業者は、前項本文の規定による選定に当たっては、一般的な事業の内容と事業特性との相違を把握するものとする。

第5条第6項中「第1項の規定により項目の削除及び追加を行う」を「第1項本文の規定による選定」に、「専門家その他の環境影響に関する知見を有する者」を「専門家等」に、「行うものとする」を「選定するものとする」に改め、同

項を同条第5項とし、同項の次に次の1項を加える。

6 事業者は、前項の規定により専門家等の助言を受けた場合には、当該助言の内容及び当該専門家等の専門分野を明らかにできるよう整理するものとする。

第5条第7項中「第1項」を「第1項本文」に改め、同条第8項中「第1項の規定による項目の」を「第1項本文の規定による」に改め、「及び標準項目に対して項目の削除を行った場合にあってはその理由」を削る。

第6条第1号中「前条第3項第1号」を「前条第4項第1号」に改め、同条第2号中「前条第3項第2号ア」を「前条第4項第2号ア」に改め、同条第3号中「前条第3項第2号ウ」を「前条第4項第2号ウ」に改め、同条第4号中「前条第3項第3号ア」を「前条第4項第3号ア」に改め、同条第5号中「前条第3項第3号イ」を「前条第4項第3号イ」に改め、「場の」の次に「状態及び利用の」を加え、同条第6号中「前条第3項第4号」を「前条第4項第4号」に、「及び温室効果ガス等に関し、それらの」を「に関してはその発生量、最終処分量その他の環境への負荷の量の程度を、温室効果ガス等に関してはその」に改める。

第7条の見出しを「(参考手法)」に改め、同条第1項中「標準項目」を「参考項目」に、「標準的な」を「参考となる」に、「この項」を「この条」に、「標準手法」を「参考手法」に、「基準として」を「勘案して」に改め、同項後段を削り、同条第3項中「重点化手法」を「事業者」に、「場合に」を「場合は、必要に応じ参考手法より詳細な調査又は予測の手法を」に改め、同項各号中「標準項目」を「参考項目」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「簡略化手法」を「事業者」に、「場合に」を「場合は、必要に応じ参考手法より簡略化された調査又は予測の手法を」に、「ものとする」を「ことができる」に改め、同項第1号から第3号までの規定中「標準項目」を「参考項目」に改め、同項第4号中「標準項目」を「参考項目」に、「標準的な調査の手法」を「参考手法」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 事業者は、前項の規定による選定に当たっては、一般的な事業の内容と事業特性との相違を把握するものとする。

第8条第1項中「勘案し」の次に「、並びに地域特性が時間の経過に伴って変化するものであることを踏まえ」を加え、同項第1号中「現状」を「状況」に改め、同項第2号中「専門家」を「専門家等」に改め、同項第3号中「とする」を「とし、年間を通じた調査に係るものについては、必要に応じ調査すべき情報に大きな変化がないことが想定される時期に調査を開始するように調査に係る期間を選定するものとする」に改める。

第9条第1項第4号中「及び」の次に「環境影響が最大になる時期(最大になる時期を設定することができる場合に限る。)、」を加え、同条第3項中「については、」の次に「工事が完了した後の土地若しくは工作物の」を加え、「場合又は」を「場合、」に、「場合に」を「場合又は対象事業に係る工事が完了する前の土地若しくは工作物について供用されることが予定されている場合に」に改め、同条第4項中「妥当性を」の次に「予測の結果との関係と併せて」を加え、同条第5項中「状況)」の次に「を明らかにできるよう整理し、これ」を加え、同条第6項に後段として次のように加える。

この場合において、予測の不確実性の程度については、必要に応じ予測の前提条件を変化させて得られるそれぞれの予測の結果のばらつき程度により把握するものとする。

第10条中第3号を第5号とし、第2号を第3号とし、同号の次に次の1号を加える。

(4) 前号に掲げる手法は、次に掲げるものであること。

ア 当該基準又は目標に照らすこととする考え方を明らかにできるようにするもの

イ 工事の実施に当たって長期間にわたり影響を受けるおそれのある環境要素であって、当該環境要素に係る環境基準が定められているものについては、当該環境基準と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを検討するもの

第10条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 前号に掲げる手法は、評価の根拠及び評価に関する検討の経緯を明らかにできるようにするものであること。

第11条第1項中「専門家その他の環境影響に関する知見を有する者」を「専門家等」に改め、同条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 事業者は、前項の規定により専門家等の助言を受けた場合には、当該助言の内容及び当該専門家等の専門分野を明らかに

かにできるよう整理するものとする。

第13条第 2 項中「第15条第 4 号及び第 5 号において」を「以下」に改める。

第15条に次の 1 号を加える。

(6) 代償措置にあつては、当該代償措置の効果の根拠及び実施が可能であると判断した根拠

第15条に次の 1 項を加える。

2 事業者は、第13条第 1 項の規定による検討を段階的に行つたときは、それぞれの検討の段階における環境保全措置について、具体的な内容を明らかにできるよう整理するものとする。

第16条第 1 項中「予測の不確実性の程度が大きい選定項目について環境保全措置を講ずることとする場合又は効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずることとする」を「次の各号のいずれかに該当すると認められる」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 予測の不確実性の程度が大きい選定項目について環境保全措置を講ずる場合

(2) 効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずる場合

(3) 工事の実施中及び土地又は工作物の供用開始後において環境保全措置の内容をより詳細なものにする必要があると認められる場合

(4) 代償措置について、効果の不確実性の程度及び知見の充実の程度を勘案して事後調査が必要であると認められる場合

第18条第 4 項中「(第 5 条第 1 項に規定する標準項目を選定しなかった場合にあつては、その理由を含む。)」を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定に当たって、専門家等の助言を受けた場合には、当該助言の内容及び当該専門家等の専門分野を併せて明らかにするものとする。

第19条第 2 項中「第 4 条第 2 項」を「第 4 条第 3 項第 2 号」に改め、同条第 6 項第 2 号を次のように改める。

(2) 第 8 条第 5 項並びに第 9 条第 4 項及び第 6 項において明らかにできるようにするものとされた事項、第 8 条第 6 項において比較できるようにするものとされた事項、第 9 条第 5 項において明らかにできるように整理するものとされた事項並びに第10条第 2 号、第 4 号ア及び第 5 号において明らかにできるようにすることに留意しなければならないとされた事項の概要

第19条第 7 項中「経緯」を「状況」に、「第15条各号に掲げる事項を明らかにする」を「第15条において明らかにできるように整理するものとされた事項を記載する」に改める。

別表第 1 第 1 号の表題名中「標準項目」を「参考項目」に改め、同表中

「二酸化窒素」を「窒素酸化物」に改

め、同表備考中第10号を第11号とし、第 2 号から第 9 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

2 この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有する道路事業の内容を踏まえて区分したものである。

(1) 道路の構造が、地表式、堀割式又は嵩上式であること。

(2) 車両により、工事に伴う資材及び機械の運搬を行うこと。

(3) 道路の構造の種類に応じた建設機械を用いて工事を行うこと。

(4) 必要に応じて、既存の工作物を除去すること。

(5) 工事の完了後、当該事業の目的である道路が存在し、かつ、当該道路上を車両が走行すること。

別表第 1 第 2 号の表題名中「標準項目」を「参考項目」に改め、同表備考中第 6 号を第 7 号とし、第 2 号から第 5 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

2 この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有する農道又は林道の開設又は改良の事業の内容を踏まえて区分したものである。

(1) 農道又は林道の構造が、地表式、堀割式又は嵩高式であること。



2 この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有する湖沼水位調節施設事業の内容を踏まえて区分したものである。

- (1) 盛土等を行い堤防を設置する「堤防の工事」を行うこと。
- (2) 土砂等の掘削を行い水門を設置する「水門の工事」を行うこと。
- (3) 土砂等の掘削及び<sup>しゅんせつ</sup>浚渫を行う「<sup>しゅんせつ</sup>浚渫の工事」を行うこと。
- (4) 堤防、水門等の施設及び施設の操作により露出することとなる水底が存在すること。
- (5) 水門を操作し流水の貯留又は取水の用に供すること。

別表第 1 第 6 号の表題名中「標準項目」を「参考項目」に改め、同表備考中第 7 号を第 8 号とし、第 2 号から第 6 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

2 この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有する放水路事業の内容を踏まえて区分したものである。

- (1) 土砂等の掘削を行い<sup>せき</sup>堰、水門等を設置する「洪水を分流させる施設の工事」を行うこと。
- (2) 土砂等の掘削を行い護岸を設置する「掘削の工事」を行うこと。
- (3) 盛土等を行い堤防を設置する「堤防の工事」を行うこと。
- (4) 堤防又は洪水を分流させる施設を含む放水路が存在すること。
- (5) 当該放水路を洪水調節の用に供すること。

別表第 1 第 7 号の表題名中「標準項目」を「参考項目」に改め、同表備考中第 8 号を第 9 号とし、第 2 号から第 7 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

2 この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有する鉄道建設等事業の内容を踏まえて区分したものである。

- (1) 鉄道施設の構造が、地表式、掘割式又は嵩上式であること。
- (2) 鉄道施設の構造の種類に応じた建設機械を用いて工事を行うこと。
- (3) 車両により、工事に伴う資材及び機械の運搬を行うこと。
- (4) 必要に応じて、既存の工作物を除去すること。
- (5) 工事の完了後、当該事業の目的である鉄道施設が存在し、かつ、当該軌道上を列車が走行すること。

別表第 1 第 8 号の表題名中「標準項目」を「参考項目」に改め、同表備考中第 8 号を第 9 号とし、第 2 号から第 7 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

2 この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有する軌道建設等事業の内容を踏まえて区分したものである。

- (1) 軌道の施設の構造が、地表式、掘割式又は嵩上式であること。
- (2) 軌道の施設の構造の種類に応じた建設機械を用いて工事を行うこと。
- (3) 車両により、工事に伴う資材及び機械の運搬を行うこと。
- (4) 必要に応じて、既存の工作物を除去すること。
- (5) 工事の完了後、当該事業の目的である軌道の施設が存在し、かつ、当該軌道上を車両が走行すること。

別表第 1 第 9 号の表題名中「標準項目」を「参考項目」に改め、同表中 「二酸化窒素」を「窒素酸化物」に改

め、同表備考中第 7 号を第 8 号とし、第 2 号から第 6 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

2 この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有する飛行場設置等事業の内容を踏まえて区分したものである。

- (1) 建設機械を用いて、飛行場及びその施設の設置又は変更に係る工事を行うこと。
- (2) 車両により、資材及び機械の運搬を行うこと。
- (3) 工事の完了後、当該事業の目的である施設が存在し、かつ、当該飛行場が航空機の運航の用に供されること。



(2) 土地又は工作物の存在及び供用に関する内容

- ア 地形改変及び施設の存在として、地形改変等を実施し建設された汽力設備、ガスタービン設備又は内燃力設備（2以上の組合せを含む。）を有すること。
- イ 燃料の種類は、天然ガス（液化天然ガスを含む。）、石炭、石油及び副生ガスがあること。
- ウ 排水は、排水処理装置で処理した後に公共用水域に排水すること。
- エ 温排水は、海水冷却方式を採用した場合、取水方式として表層又は深層に、放水方式として表層又は水中によるものがあること。
- オ 機械等の稼働として、汽力設備、ガスタービン設備又は内燃力設備（2以上の組合せを含む。）の運転があること。
- カ 資材等の搬出入として、定期点検時等の発電用資材等の搬入、従業員の通勤、廃棄物等の処理のための搬出があること。
- キ 発電設備から産業廃棄物が発生すること。

別表第1第12号の表題名中「標準項目」を「参考項目」に改め、同表中

硫化水素

を

硫化水素	窒素酸化物	粉じん等

に、

重要な種及び注目すべき生息地	重要な種及び重要な群落	地域を特徴づける生態系

を

重要な種及び注目すべき生息地	重要な種及び重要な群落	地域を特徴づける生態系

に改め、同表備考中第6号を第8号とし、第2号から第5号までを2号ずつ

繰り下げ、第1号の次に次の2号を加える。

2 この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる発電所における一般的な事業の内容を踏まえ区分したものである。

(1) 工事の実施に関する内容

- ア 工事に資材等の搬出入として、建築物、工作物等の建築工事に必要な資材の搬出入、工事関係者の通勤、残土、伐採樹木又は廃材の搬出を行うこと。
- イ 造成等の施工として、樹木の伐採等、掘削、地盤改良、盛土等による敷地、搬入道路の造成、整地等、抗井掘削工事、建築物、工作物等の構築工事を行うこと。

(2) 土地又は工作物の存在及び供用に関する内容

- ア 地形改変及び施設の存在として、地形改変等を実施し建設された地熱発電所を有すること。
- イ 地熱流体の採取及び熱水の還元は、生産井で地下深度から採取した地熱流体を蒸気と熱水に分離して、蒸気を利用し還元井にて熱水を地下深度へ還元すること。
- ウ 排ガスとして、蒸気中に含まれるガスを抽出し、冷却塔から排出すること。
- エ 排水は、復水器冷却系統からの排水を河川に排出すること。

オ 発電設備から産業廃棄物が発生すること。

3 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん並びに自動車の運行及び建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。

別表第1第13号の表題名中「標準項目」を「参考項目」に改め、同表備考中第7号を第8号とし、第2号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

2 この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有する埋立て又は干拓事業の内容を踏まえて区分したものである。

- (1) 建設機械又は作業船を使用し、堤防及び護岸の築造を行うこと。
- (2) 道路を経由し、又は船舶を利用して資材等の搬出入を行い、及び当該搬入された資材等を使用して土地の造成を行うこと。

別表第1第14号の表題名中「標準項目」を「参考項目」に改め、同表備考第7号を第8号とし、第2号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

2 この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有する土地区画整理事業の内容を踏まえて区分したものである。

- (1) 建設機械を稼働し、造成工事を行うこと。
- (2) 雨水等の排水を行うこと。
- (3) 車両により、工事に伴う資材及び機械の運搬を行うこと。
- (4) 工事の完了後、敷地が道路、公園・緑地、調整池及び給・排水施設等の公共施設、住宅施設、教育施設並びに商業・業務施設等の立地の用に供されること。

別表第1第15号の表題名中「標準項目」を「参考項目」に改め、同表中

二酸化 窒素	二酸化 硫黄	を	窒素酸 化物	硫酸 化物
-----------	-----------	---	-----------	----------

に改め、同表備考中第7号を第8号とし、第2号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

2 この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有する工業団地造成事業の内容を踏まえて区分したものである。

- (1) 建設機械を稼働し、造成工事を行うこと。
- (2) 雨水等の排水を行うこと。
- (3) 車両により、工事に伴う資材及び機械の運搬を行うこと。
- (4) 工事の完了後、敷地が道路、公園・緑地、調整池及び給・排水施設等の公共施設、工場・研究施設、倉庫等の立地並びに工場等の稼働の用に供されること。

別表第1第16号の表題名中「標準項目」を「参考項目」に改め、同表備考中第7号を第8号とし、第2号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

2 この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有する流通業務団地造成事業の内容を踏まえて区分したものである。

- (1) 建設機械を稼働し、造成工事を行うこと。
- (2) 雨水等の排水を行うこと。
- (3) 車両により、工事に伴う資材及び機械の運搬を行うこと。
- (4) 工事の完了後、敷地が道路、公園・緑地、調整池及び給・排水施設等の公共施設、トラックターミナル、卸売市場並びに倉庫・貯蔵庫等の立地の用に供されること。

別表第1第17号の表題名中「標準項目」を「参考項目」に改め、同表備考中第7号を第8号とし、第2号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

2 この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有する宅地の造成の事業の内容を踏まえて区分したものである。

- (1) 建設機械を稼働し、造成工事を行うこと。
- (2) 雨水等の排水を行うこと。
- (3) 車両により、工事に伴う資材及び機械の運搬を行うこと。
- (4) 工事の完了後、敷地が道路、公園・緑地、調整池及び給・排水施設等の公共施設、住宅施設、教育施設並びに商業・業務施設等の立地の用に供されること。

別表第 1 第18号の表題名中「標準項目」を「参考項目」に改め、同表備考中第 7 号を第 8 号とし、第 2 号から第 6 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

2 この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有する事業の内容を踏まえて区分したものである。

- (1) 建設機械を稼働し、造成工事を行うこと。
- (2) 雨水等の排水を行うこと。
- (3) 車両により、工事に伴う資材及び機械の運搬を行うこと。
- (4) 工事の完了後、敷地がゴルフ場の立地の用に供されること。

別表第 1 第19号の表題名中「標準項目」を「参考項目」に改め、同表備考中第 7 号を第 8 号とし、第 2 号から第 6 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

2 この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有する事業の内容を踏まえて区分したものである。

- (1) 建設機械を稼働し、造成工事を行うこと。
- (2) 雨水等の排水を行うこと。
- (3) 車両により、工事に伴う資材及び機械の運搬を行うこと。
- (4) 工事の完了後、敷地がスキー場の立地の用に供されること。

別表第 1 第20号の表題名中「標準項目」を「参考項目」に改め、同表備考中第 7 号を第 8 号とし、第 2 号から第 6 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

2 この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有する事業の内容を踏まえて区分したものである。

- (1) 建設機械を稼働し、造成工事を行うこと。
- (2) 雨水等の排水を行うこと。
- (3) 車両により、工事に伴う資材及び機械の運搬を行うこと。
- (4) 工事の完了後、敷地が運動・レジャー施設の立地の用に供されること。

別表第 1 第21号の表題名中「標準項目」を「参考項目」に改め、同表備考中第 7 号を第 8 号とし、第 2 号から第 6 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

2 この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有する事業の内容を踏まえて区分したものである。

- (1) 建設機械を稼働し、造成工事を行うこと。
- (2) 雨水等の排水を行うこと。
- (3) 車両により、工事に伴う資材及び機械の運搬を行うこと。
- (4) 工事の完了後、敷地が都市公園の立地の用に供されること。

別表第 1 第22号の表題名中「標準項目」を「参考項目」に改め、同表中

「二酸化窒素」

を

「窒素酸化物」

に改

め、同表備考中第 7 号を第 8 号とし、第 2 号から第 6 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

2 この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有する事業の内容を踏まえて区分したものである。

- (1) 建設機械を稼働し、岩石採取を行うこと。
- (2) 雨水等の排水を行うこと。
- (3) 車両により、資材の搬出を行うこと。
- (4) 岩石採取と同時に砕石プラントの稼働が行われることがあること。





浸出液 処理施 設の稼 働	陸上埋 立て																			
	水面埋 立て																			
廃棄物及び覆 土材の運搬に 用いる車両の 運行																				
廃棄物 及び覆 土材の 運搬に 用いる 船舶の 運航	水面埋 立て																			
廃棄物の存 在・分解																				
浸出液処理水 の排出																				

備 考 1 ○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。

2 この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる最終処分場事業における一般的な事業の内容を踏まえ区分したものである。

(1) 最終処分場の種類 一般廃棄物の最終処分場又は産業廃棄物の管理型最終処分場とすること。

(2) 立地の形式 陸上埋立て又は水面埋立てとすること。

(3) 工事に関する内容

ア 陸上埋立てにおいては、準備工事として造成区域の整地を行い、埋立地の造成は切土工を主体として行うこと並びに主要施設及び附帯設備の設置工事に伴い、資材等の搬出入、建設工事に伴う副産物の搬出等を道路を経由して行うこと。

イ 水面埋立てにおいては、作業船を使用し、地盤改良、水中での杭打ち及び水面への土石の投入を行い、護岸築造を行うこと並びに主要施設及び附帯設備の設置工事に伴い、資材等の搬出入、建設工事に伴う副産物の搬出等を道路を経由し、又は船舶を利用して行うこと。

(4) 工作物及び供用開始後に行われる事業活動の内容

ア 工作物として、擁壁その他の貯留構造物、地下水集排水設備、遮水工、雨水集排水設備、保有水等集排水設備、浸出液処理設備、通気装置その他の主要施設及び搬入管理設備、モニタリング設備、管理棟、管理道路、搬入道路、ごみ飛散防止設備、防災設備その他の附帯設備を有すること。

イ 埋立てを行う廃棄物は、分解性有機物（プラスチックを除く。）を含むこと。

ウ 陸上埋立てにおいては、埋立てを行う廃棄物を道路を経由して搬入し、埋立供用時は即日覆土を行うこと。

エ 水面埋立てにおいては、埋立てを行う廃棄物を道路を経由して、又は船舶を用いて搬入し、埋立供用時は一定水位を超えた時点から即日覆土を行うこと。

3 この表において「存在及び供用」とは、それぞれ最終処分場の存在並びに廃棄物の埋立ての用に供す

ること及び最終処分場の維持管理に関することをいう。

- 4 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。
- 5 この表において「有害物質等」とは、人の健康の保護に関する観点から環境基準が定められている物質をいう。
- 6 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。
- 7 この表において「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。
- 8 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。
- 9 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。
- 10 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。

別表第 1 第26号の表題名中「標準項目」を「参考項目」に改め、同表中

二酸化 窒素	二酸化 硫黄	を	窒素酸 化物	硫酸酸 化物
-----------	-----------	---	-----------	-----------

に改め、同表工事の実施の部を次のように改める。

工事 の 実 施	建設機械の稼働																		
	資材及び機械の 運搬に用いる車 両の運行																		
	雨水の排水																		

別表第 1 第26号の表備考中第 7 号を第 8 号とし、第 2 号から第 6 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

- 2 この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有するごみ処理施設の内容を踏まえて区分したものである。
  - (1) 建設機械を稼働し、造成工事を行うこと。
  - (2) 雨水等の排水を行うこと。
  - (3) 車両により、工事に伴う資材及び機械の運搬を行うこと。
  - (4) 工事の完了後、敷地内において焼却施設が稼働すること。

別表第 1 第27号の表題名中「標準項目」を「参考項目」に改め、同表中

二酸化 窒素	二酸化 硫黄	を	窒素酸 化物	硫酸酸 化物
-----------	-----------	---	-----------	-----------

に改め、同表備考中第 7 号を第 8 号とし、第 2 号から第 6 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

- 2 この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有する事業の内容を踏まえて区分したものである。
  - (1) 建設機械を稼働し、造成工事を行うこと。
  - (2) 雨水等の排水を行うこと。
  - (3) 車両により、工事に伴う資材及び機械の運搬を行うこと。
  - (4) 工事の完了後、敷地が工場・研究施設、倉庫等の立地並びに工場等の稼働の用に供されること。

別表第1第28号の表題名中「標準項目」を「参考項目」に改め、同表備考中第7号を第8号とし、第2号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

2 この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有する下水道終末処理場の内容を踏まえて区分したものである。

- (1) 建設機械を稼働し、造成工事を行うこと。
- (2) 雨水等の排水を行うこと。
- (3) 車両により、工事に伴う資材及び機械の運搬を行うこと。
- (4) 工事の完了後、敷地が下水道終末処理場の稼働の用に供されること。

別表第1第29号の表題名中「標準項目」を「参考項目」に改め、同表中

「	二酸化 窒素	二酸化 硫黄	を	「	窒素酸 化物	硫酸 化物	」
---	-----------	-----------	---	---	-----------	----------	---

に改め、同表備考中第7号を第8号とし、第2号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

2 この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる特性を有する(1)から(2)までに掲げる事業(以下「複合事業」という。)のいずれか2以上の事業を併せて行う事業の内容を踏まえて区分したものである。

- (1) 建設機械を稼働し、造成工事を行うこと。
- (2) 雨水等の排水を行うこと。
- (3) 車両により、工事に伴う資材及び機械の運搬を行うこと。
- (4) 工事の完了後、敷地が複合事業の稼働の用に供されること。

別表第2第1号の表題名中「標準手法」を「参考手法」に改め、同表中

「	標準項目	標準手法	」
---	------	------	---

を

「	参考項目	参考手法	」
---	------	------	---

に改め、同表二酸化窒素の項中「二酸化窒素」を「窒素酸化物」に改め、同表建設工事に伴う副産物の項中「発生」の次に「及び処分」を加え、同別表第2号の表題名中「標準手法」を「参考手法」に改め、同表中

「	標準項目	標準手法	」
---	------	------	---

を

「	参考項目	参考手法	」
---	------	------	---

に改め、同別表第3号の表題名中「標準手法」を「参考手法」に改め、同表中

「	標準項目	標準手法	」
---	------	------	---

を

「	参考項目	参考手法	」
---	------	------	---

に改め、同表粉じん等の項から土砂による水の濁りの項までの規定中「設置の工事」の次に「、建設発生土の処理の工事」を加え、同表重要な地形及び地質の項中「道路の存在」の次に「、建設発生土処理場の跡地の存在」を加え、同表重要な種及び注目すべき生息地の項から地域を特徴づける生態系の項までの規定中「設置の工事」の次に「、建設発生土の処理の工事」を、「道路の存在」の次に「、建設発生土処理場の跡地の存在」を加え、同表主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観の項中「道路の存在」の次に「、建設発生土処理場の跡地の存在」を加え、同表主要な人と自然との

触れ合いの活動の場の項中「設置の工事」の次に「、建設発生土の処理の工事」を、「道路の存在」の次に「、建設発生土処理場の跡地の存在」を加え、同表建設工事に伴う副産物の項中「設置の工事」の次に「、建設発生土の処理の工事」を、「発生」の次に「及び処分」を加え、同別表第 4 号の表題名中「標準手法」を「参考手法」に改め、同表中

標準項目	標準手法
------	------

を

参考項目	参考手法
------	------

に改め、同表建設工事に伴う副産物の項中「発生」の次に「及び処分」を加え、同別表第 5 号の表の題名中「標準手法」を「参考手法」に改め、

標準項目	標準手法
------	------

を

参考項目	参考手法
------	------

に改め、同表建設工事に伴う副産物の項中「発生」の次に「及び処分」を加え、同別表第 6 号の表題名中「標準手法」を「参考手法」に改め、同表中

標準項目	標準手法
------	------

を

参考項目	参考手法
------	------

に改め、同表建設工事に伴う副産物の項中「発生」の次に「及び処分」を加え、同別表第 7 号の表題名中「標準手法」を「参考手法」に改め、同表中

標準項目	標準手法
------	------

を

参考項目	参考手法
------	------

に改め、同表建設工事に伴う副産物の項中「発生」の次に「及び処分」を加え、同別表第 8 号の表題名中「標準手法」を「参考手法」に改め、

標準項目	標準手法
------	------

を

参考項目	参考手法
------	------

に改め、同表建設工事に伴う副産物の項中「発生」の次に「及び処分」を加え、同別表第 9 号の表題名中「標準手法」を「参考手法」に改め、同表中

標準項目	標準手法
------	------

を

参考項目	参考手法
------	------

に改め、同表二酸化窒素の項中「二酸化窒素」を「窒素酸化物」に改め、同表建設工事に伴う副産物の項中「発生」の次に「及び処分」を加え、同別表第10号の表題名中「標準手法」を「参考手法」に改め、同表中

標準項目	標準手法
------	------

を

参考項目	参考手法
------	------

に改め、同表粉じん等の項の前に次のように加える。

窒素酸化物	工事中資材の搬出入	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 調査すべき情報 気象の状況</li> <li>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</li> <li>3 調査地域 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえ、窒素酸化物に係る環境影響を受けるおそれがある地域</li> <li>4 調査地点 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえ、前号の調査地域における窒素酸化物に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</li> <li>5 調査期間等 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえ、第3号の調査地域における窒素酸化物に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間及び時期</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析</li> <li>2 予測地域 第3号の調査地域のうち、窒素酸化物の拡散の特性を踏まえ、窒素酸化物に係る環境影響を受けるおそれがある地域</li> <li>3 予測地点 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえ、前号の予測地域における窒素酸化物に係る環境影響を的確に把握できる地点</li> <li>4 予測対象時期等 工事中資材等の搬出入に用いる自動車の運行による窒素酸化物に係る環境影響が最大となる時期</li> </ol>
-------	-----------	--	--

別表第2第10号の表水の濁りの項中「定常状態となる時期」の次に「及び水の濁りに係る環境影響が最大となる時期（最大となる時期を設定することができる場合に限る。）」を加え、同表水の汚れの項中「となる時期」の次に「及び水の汚れに係る環境影響が最大となる時期（最大となる時期を設定することができる場合に限る。）」を加え、同表富栄養化の項中「となる時期」の次に「及び富栄養化に係る環境影響が最大となる時期（最大となる時期を設定することができる場合に限る。）」を加え、同表溶存酸素量の項中「となる時期」の次に「及び溶存酸素量に係る環境影響が最大となる時期（最大となる時期を設定することができる場合に限る。）」を加え、同表水温の項中「となる時期」の次に「及び水温に係る環境影響が最大となる時期（最大となる時期を設定することができる場合に限る。）」を加え、同別表第11号の表題名中「標準手法」を「参考手法」に改め、同表中

標準項目	標準手法
------	------

を

参考項目	参 考 手 法
------	---------

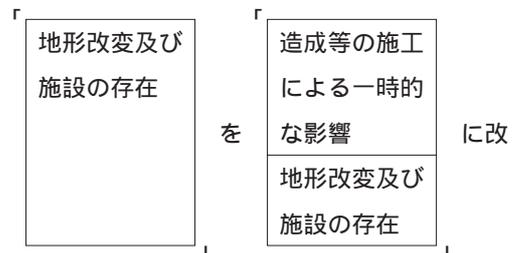
に改め、同表二酸化窒素の項中「二酸化窒素」を「窒素酸化物」に、「が定常の運転状態となる時期」を「の運転が定常状態となる時期及び二酸化窒素に係る環境影響が最大になる時期（最大になる時期を設定することができる場合に限る。）」に改め、同表二酸化硫黄の項中「二酸化硫黄」を「硫黄酸化物」に、「が定常の運転状態となる時期」を「の運転が定常状態となる時期及び硫黄酸化物に係る環境影響が最大になる時期（最大になる時期を設定することができる場合に限る。）」に改め、同表浮遊粒子状物質の項中「が定常の運転状態となる時期」を「の運転が定常状態となる時期及び浮遊粒子状物質に係る環境影響が最大になる時期（最大になる時期を設定することができる場合に限る。）」に改め、同表石炭粉じんの項中「が定常の運転状態となる時期」を「の運転が定常状態となる時期及び石炭粉じんに係る環境影響が最大になる時期（最大になる時期を設定することができる場合に限る。）」に改め、同表騒音の項中「定常状態となる時期」の次に「及び騒音に係る環境影響が最大になる時期（最大になる時期を設定することができる場合に限る。）」を加え、同表振動の項「定常状態になる時期」の次に「及び振動に係る環境影響が最大になる時期（最大になる時期を設定することができる場合に限る。）」を加え、同表水の汚れの項中「になる時期」の次に「及び水の汚れに係る環境影響が最大になる時期（最大になる時期を設定することができる場合に限る。）」を加え、同表富栄養化の項中「となる時期」の次に「及び富栄養化に係る環境影響が最大になる時期（最大になる時期を設定することができる場合に限る。）」を加え、同表水温の項中「となる時期」の次に「及び水温に係る環境影響が最大になる時期（最大になる時期を設定することができる場合に限る。）」を加え、同表流向及び流速の項を次のように改める。

流向及び流速	地形改変及び施設の存在	1 調査すべき情報 流況の状況  2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報収集並びに当該情報の整理及び解析  3 調査地域 流況特性を踏まえて流向及び流速に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域  4 調査地点 流況特性を踏まえて調査地域における流向及び流速に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点  5 調査期間等 原則として1年間	1 予測の基本的な手法 数理モデルによる理論計算又は水理模型実験  2 予測地域 調査地域のうち、流況特性を踏まえて流向及び流速に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域  3 予測対象時期 発電所の運転が定常状態となる時期並びに地形改変及び施設の存在による流向及び流速に係る環境影響が最大になる時期（最大になる時期を設定することができる場合に限る。）
	施設の稼働（温排水）	1 調査すべき情報 流況の状況	1 予測の基本的な手法 数理モデルによる理論計算又は水

		<p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 流況特性を踏まえて流向及び流速に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 流況特性を踏まえて調査地域における流向及び流速に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 原則として1年間</p>	<p>理模型実験</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、流況特性を踏まえて流向及び流速に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>3 予測対象時期 発電所の運転が定常状態となる時期並びに施設の稼働による流向及び流速に係る環境影響が最大になる時期（最大になる時期を設定することができる場合に限る。）</p>
--	--	---	--

別表第2第11号の表重要な種及び注目すべき生息地（海域に生息するものを除く。）の項、重要な種及び重要な群落

（海域に生育するものを除く。）の項及び地域を特徴づける生態系の項中



め、同表産業廃棄物の項中「が定常の運転状態となる時期」を「の運転が定常状態となる時期及び廃棄物に係る環境影響が最大になる時期（最大になる時期を設定することができる場合に限る。）」に改め、同表二酸化炭素の項中「が定常の運転状態となる時期」を「の運転が定常状態となる時期及び二酸化炭素に係る環境影響が最大になる時期（最大になる時期を設定することができる場合に限る。）」に改め、同別表第12号の表題名中「標準手法」を「参考手法」に改め、同表中

「

標準項目	標準手法
------	------

」

を

「

参考項目	参考手法
------	------

」

に改め、同表硫化水素の項中「が定常の運転状態となる時期」を「の運転が定常状態となる時期及び硫化水素に係る環境影響が最大になる時期（最大になる時期を設定することができる場合に限る。）」に改め、同項の次に次のように加える。

窒素酸化物	工事中資材等の搬出入	<p>1 調査すべき情報 気象の状況</p>	<p>1 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析</p>
-------	------------	----------------------------	----------------------------------

		<p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえ、窒素酸化物に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>4 調査地点 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえ、前号の調査地域における窒素酸化物に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p> <p>5 調査期間等 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえ、調査地域における窒素酸化物に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間及び時期</p>	<p>2 予測地域 調査地域のうち、窒素酸化物の拡散の特性を踏まえ、窒素酸化物に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>3 予測地点 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえ、前号の予測地域における窒素酸化物に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 工所用資材等の搬出入に用いる自動車の運行による窒素酸化物に係る環境影響が最大となる時期</p>
<p>粉じん等</p>	<p>工所用資材等の搬出入</p>	<p>1 調査すべき情報 気象の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 粉じん等の拡散の特性を踏まえ、粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>4 調査地点 粉じん等の拡散の特性を踏まえ、前号の調査地域における粉じん等に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p> <p>5 調査期間等 粉じん等の拡散の特性を踏まえ、調査地域における粉じん等に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間及び時期</p>	<p>1 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、粉じん等の拡散の特性を踏まえ、粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>3 予測地点 粉じん等の拡散の特性を踏まえ、前号の予測地域における粉じん等に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 工所用資材等の搬出入に用いる自動車の運行による粉じん等に係る環境影響が最大となる時期</p>

別表第2第12号の表水の汚れの項中「となる時期」の次に「及び水の汚れに係る環境影響が最大になる時期（最大になる時期を設定することができる場合に限る。）」を加え、同表温泉の項中「となる時期」の次に「及び温泉に係る環境影響が最大になる時期（最大になる時期を設定することができる場合に限る。）」を加え、同表地盤変動の項中「となる時期」の次に「及び地盤変動に係る環境影響が最大になる時期（最大になる時期を設定することができる場合に限る。）」を加え、同表重要な種及び注目すべき生息地の項、重要な種及び重要な群落の項及び地域を特徴づける生態系の項中

「

地形改変及び 施設の存在
-----------------

」を「

造成等の施工 による一時的 な影響
地形改変及び 施設の存在

」に改め、同表産業廃棄物の項中「が定常の運転状態となる時期」を「の運転が

定常状態となる時期及び廃棄物に係る環境影響が最大になる時期（最大になる時期を設定することができる場合に限る。）」に改め、同別表第13号の表題名中「標準手法」を「参考手法」に改め、同表中

「

標準項目	標準手法
------	------

」

を

「

参考項目	参考手法
------	------

」

に改め、同別表第14号の表題名中「標準手法」を「参考手法」に改め、同表中

「

標準項目	標準手法
------	------

」

を

「

参考項目	参考手法
------	------

」

に改め、同表建設工事に伴う副産物の項中「発生」の次に「及び処分」を加え、同別表第15号の表題名中「標準手法」を「参考手法」に改め、同表中

「

標準項目	標準手法
------	------

」

を

「

参考項目	参考手法
------	------

」

に、「

二酸化窒素
二酸化硫黄

」を「

窒素酸化物
硫黄酸化物

」に改め、同表建設工事に伴う副産物の項中「発生」の次に「及び処分」を

加え、同別表第16号の表題名中「標準手法」を「参考手法」に改め、同表中

「

標準項目	標準手法
------	------

」

を

「

参考項目	参考手法
------	------

」

に改め、同表建設工事に伴う副産物の項中「発生」の次に「及び処分」を加え、同別表第17号の表題名中「標準手法」を

「参考手法」に改め、同表中

標準項目	標準手法
------	------

を

参考項目	参考手法
------	------

に改め、同表建設工事に伴う副産物の項中「発生」の次に「及び処分」を加え、同別表第18号の表題名中「標準手法」を「参考手法」に改め、同表中

標準項目	標準手法
------	------

を

参考項目	参考手法
------	------

に改め、同表建設工事に伴う副産物の項中「発生」の次に「及び処分」を加え、同別表第19号の表題名中「標準手法」を「参考手法」に改め、同表中

標準項目	標準手法
------	------

を

参考項目	参考手法
------	------

に改め、同表建設工事に伴う副産物の項中「発生」の次に「及び処分」を加え、同別表第20号の表題名中「標準手法」を「参考手法」に改め、同表中

標準項目	標準手法
------	------

を

参考項目	参考手法
------	------

に改め、同表建設工事に伴う副産物の項中「発生」の次に「及び処分」を加え、同別表第21号の表題名中「標準手法」を「参考手法」に改め、同表中

標準項目	標準手法
------	------

を

参考項目	参考手法
------	------

に改め、同表建設工事に伴う副産物の項中「発生」の次に「及び処分」を加え、同別表第22号の表題名中「標準手法」を「参考手法」に改め、同表中

標準項目	標準手法
------	------

を

参考項目	参考手法
------	------

に改め、同表二酸化窒素の項中「二酸化窒素」を「窒素酸化物」に改め、同表建設工事に伴う副産物の項中「発

生」の次に「及び処分」を加え、同別表第23号の表題名中「標準手法」を「参考手法」に改め、同表中

標準項目	標準手法
------	------

を

参考項目	参考手法
------	------

に、

二酸化窒素
二酸化硫黄

を

窒素酸化物
硫黄酸化物

に改め、同表建設工事に伴う副産物の項中「発生」の次に「及び処分」を

加え、同別表第24号の表題名中「標準手法」を「参考手法」に改め、同表中

標準項目	標準手法
------	------

を

参考項目	参考手法
------	------

に改め、同表建設工事に伴う副産物の項中「発生」の次に「及び処分」を加え、同別表第25号の表を次のように改める。

(25) 最終処分場の設置又は変更の事業に係る参考手法

参考項目		参 考 手 法	
環境要素の区分	影響要因の区分	調査の手法	予測の手法
窒素酸化物	建設機械の稼働（陸上埋立て）	1 調査すべき情報 (1) 二酸化窒素の濃度の状況 (2) 気象の状況	1 予測の基本的な手法 大気の拡散式に基づく理論計算
	建設機械及び作業船の稼働（水面埋立て）	2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報（前号(1)については、二酸化窒素に係る環境基準に定める二酸化窒素の測定の方法を、前号(2)については、気象業務法施行規則第1条の2又は第1条の3に基づく技術上の基準による測定の方法を用いられたものとする。）の収集並びに当該情報の整理及び解析	2 予測地域 調査地域のうち、窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて窒素酸化物に係る環境影響を受けるおそれがある地域
	資材、機械及び建設工事に伴う副産物の運搬に用いる車両の運行	3 調査地域 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて窒素酸化物に係る環境影響を受けるおそれがある地域	3 予測地点 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて予測地域における窒素酸化物に係る環境影響を的確に把握できる地点
	廃棄物及び覆土材の運搬に用いる車両の運行	4 調査地点 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて調査地	4 予測対象時期等 窒素酸化物に係る環境影響が最大になる時期及び事業活動が定常状態になる時期

	船舶の運航 (水面埋立て)	域における窒素酸化物に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点  5 調査期間等 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて調査地域における窒素酸化物に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯	
硫黄酸化物	建設機械及び作業船の稼働(水面埋立て)	1 調査すべき情報 (1) 二酸化硫黄の濃度の状況 (2) 気象の状況	1 予測の基本的な手法 大気の拡散式に基づく理論計算  2 予測地域 調査地域のうち、硫黄酸化物の拡散の特性を踏まえて硫黄酸化物に係る環境影響を受けるおそれがある地域
	廃棄物及び覆土材の運搬に用いる船舶の運航(水面埋立て)	2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(前号(1)については、大気汚染に係る環境基準に定める二酸化硫黄の測定の方法を、前号(2)については、気象業務法施行規則第1条の2又は第1条の3に基づく技術上の基準による測定の方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析  3 調査地域 硫黄酸化物の拡散の特性を踏まえて硫黄酸化物に係る環境影響を受けるおそれがある地域  4 調査地点 硫黄酸化物の拡散の特性を踏まえて調査地域における硫黄酸化物に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点  5 調査期間等 硫黄酸化物の拡散の特性を踏まえて調査地域における硫黄酸化物に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期	3 予測地点 硫黄酸化物の拡散の特性を踏まえて予測地域における硫黄酸化物に係る環境影響を的確に把握できる地点  4 予測対象時期等 硫黄酸化物に係る環境影響が最大になる時期及び事業活動が定常状態になる時期
粉じん等	建設機械の稼働(陸上埋立て)	1 調査すべき情報 (1) 粉じん等の状況 (2) 気象の状況	1 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析
	建設機械及		2 予測地域

	<p>び作業船の稼働（水面埋立て）</p> <p>資材、機械及び建設工事に伴う副産物の運搬に用いる車両の運行</p> <p>埋立て・覆土用機械の稼働（陸上埋立て）</p> <p>埋立て・覆土用機械の稼働（水面埋立て）</p> <p>廃棄物及び覆土材の運搬に用いる車両の運行</p> <p>廃棄物及び覆土材の運搬に用いる船舶の運航（水面埋立て）</p>	<p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 粉じん等の拡散の特性を踏まえて粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>4 調査地点 粉じん等の拡散の特性を踏まえて調査地域における粉じん等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 粉じん等の拡散の特性を踏まえて調査地域における粉じん等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>調査地域のうち、粉じん等の拡散の特性を踏まえて粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>3 予測地点 粉じん等の拡散の特性を踏まえて予測地域における粉じん等に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 粉じん等に係る環境影響が最大になる時期</p>
<p>騒音</p>	<p>建設機械の稼働（陸上埋立て）</p> <p>建設機械及び作業船の稼働（水面埋立て）</p> <p>埋立て・覆土用機械の稼働（陸上埋立て）</p> <p>埋立て・覆土用機械の稼働（水面埋立て）</p>	<p>1 調査すべき情報 (1) 騒音の状況 (2) 地表面の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報（前号(1)については、騒音規制法第15条第1項の規定により定められた特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準に規定する騒音の測定の方法を用いられたものとする。）の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境</p>	<p>1 予測の基本的な手法 音の伝搬理論に基づく予測式による計算</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>3 予測地点 音の伝搬の特性を踏まえて予測地域における騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等</p>

	<p>影響を受けるおそれがある地域</p> <p>4 調査地点 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 騒音の発生の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>騒音に係る環境影響が最大になる時期及び事業活動が定常状態になる時期</p>
<p>浸出液処理設備の稼働（陸上埋立て）</p> <p>浸出液処理設備の稼働（水面埋立て）</p>	<p>1 調査すべき情報 (1) 騒音の状況 (2) 地表面の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報（前号(1)については、騒音規制法第 4 条第 1 項の規定により定められた特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準に規定する騒音の測定の方法を用いられたものとする。）の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>4 調査地点 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 騒音の発生の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>1 予測の基本的な手法 音の伝搬理論に基づく予測式による計算</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>3 予測地点 音の伝搬の特性を踏まえて予測地域における騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 事業活動が定常状態になる時期</p>
<p>資材、機械及び建設工</p>	<p>1 調査すべき情報 (1) 道路交通騒音の状況</p>	<p>1 予測の基本的な手法 音の伝搬理論に基づく予測式に</p>

	<p>事に伴う副産物の運搬に用いる車両の運行</p> <p>廃棄物及び覆土材の運搬に用いる車両の運行</p>	<p>(2) 道路の沿道の状況</p> <p>(3) 道路構造及び当該道路における交通量に係る状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(前号(1)については、騒音に係る環境基準に規定する騒音の測定の方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>4 調査地点 音の伝搬の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 騒音の発生の特性を踏まえて調査地域における騒音に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>よる計算</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえて騒音に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>3 予測地点 音の伝搬の特性を踏まえて予測地域における騒音に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 騒音に係る環境影響が最大になる時期及び事業活動が定常状態になる時期</p>
振動	<p>建設機械の稼働(陸上埋立て)</p> <p>埋立て・覆土用機械の稼働(陸上埋立て)</p> <p>浸出液処理設備の稼働(陸上埋立て)</p>	<p>1 調査すべき情報 地盤の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査区域 振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握</p>	<p>1 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>3 予測地点 振動の伝搬の特性を踏まえて予測地域における振動に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 振動に係る環境影響が最大になる時期及び事業活動が定常状態に</p>

		<p>握できる地点</p> <p>5 調査期間等</p> <p>振動の発生の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>なる時期</p>
	<p>資材、機械及び建設工事に伴う副産物の運搬に用いる車両の運行</p> <p>廃棄物及び覆土材の運搬に用いる車両の運行</p>	<p>1 調査すべき情報</p> <p>(1) 道路交通振動の状況</p> <p>(2) 地盤の状況</p> <p>(3) 道路構造及び当該道路における交通量に係る状況</p> <p>2 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報(前号(1)については、振動規制法施行規則別表第2備考4及び7に規定する振動の測定の方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域</p> <p>振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>4 調査地点</p> <p>振動の伝搬の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等</p> <p>振動の発生の特性を踏まえて調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>1 予測の基本的な手法</p> <p>振動レベルの80パーセントレンジの上端値を予測するための式を用いた計算</p> <p>2 予測地域</p> <p>調査地域のうち、振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>3 予測地点</p> <p>振動の伝搬の特性を踏まえて予測地域における振動に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等</p> <p>振動に係る環境影響が最大になる時期及び事業活動が定常状態になる時期</p>
悪臭	<p>廃棄物の存在・分解</p>	<p>1 調査すべき情報</p> <p>(1) 悪臭の状況</p> <p>(2) 気象の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報(臭気指数については、悪臭防止法施行規則</p>	<p>1 予測の基本的な手法</p> <p>事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域</p> <p>調査地域のうち、悪臭の拡散の特性を踏まえて悪臭に係る環境影響を受けるおそれがあると認めら</p>

		<p>第1条の規定により環境大臣が定める方法を、特定悪臭物質濃度については、同法施行規則第5条に規定する特定悪臭物質の測定の方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 悪臭の拡散の特性を踏まえて悪臭に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>4 調査地点 悪臭の拡散の特性を踏まえて調査地域における悪臭に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等 悪臭の拡散の特性を踏まえて調査地域における悪臭に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>れる地域</p> <p>3 予測地点 悪臭の拡散の特性を踏まえて予測地域における悪臭に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 悪臭に係る環境影響が最大になる時期及び事業活動が定常状態になる時期</p>
<p>水の濁り</p>	<p>造成等の施工(陸上埋立て)</p> <p>護岸等の施工(水面埋立て)</p> <p>浸出液処理水の排出</p>	<p>1 調査すべき情報 (1) 濁度又は浮遊物質量の状況(河川においては、その調査時における流量の状況を含む。) (2) 流れの状況 (3) 土質の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報(浮遊物質量の状況については、水質汚濁に係る環境基準に定める浮遊物質量の測定の方法を用いられたものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>4 調査地点</p>	<p>1 予測の基本的な手法 浮遊物質の物質の収支に関する計算又は事例の引用若しくは解析</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて土砂による水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>3 予測地点 水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて予測地域における水の濁りに係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 浮遊物質量に係る環境影響が最大になる時期及び事業活動が定常状態になる時期</p>

		<p>水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等</p> <p>水域の特性及び水の濁りの変化の特性を踏まえて調査地域における水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	
<p>水の汚れ</p>	<p>最終処分場の存在（水面埋立て）</p>	<p>1 調査すべき情報</p> <p>(1) 化学的酸素要求量、全窒素及び全<sup>りん</sup>燐の状況</p> <p>(2) 流れの状況</p> <p>2 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報（前号(1)の状況については、水質汚濁に係る環境基準に定める化学的酸素要求量、全窒素及び全<sup>りん</sup>燐の測定の方法を用いられたものとする。）の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域</p> <p>水域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて水の汚れに係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>4 調査地点</p> <p>水域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて調査地域における水の汚れに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査の期間並びに時期及び時間帯</p> <p>水域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて調査地域における水の汚れに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>1 予測の基本的な手法</p> <p>化学的酸素要求量、全窒素及び全<sup>りん</sup>燐の物質の収支に関する計算又は事例の引用若しくは解析</p> <p>2 予測地域</p> <p>調査地域のうち、水域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて水の汚れに係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>3 予測地点</p> <p>水域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて予測地域における水の汚れに係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等</p> <p>事業活動が定常状態になる時期及び水の汚れに係る環境影響が最大になる時期</p>
	<p>浸出液処理水の排出</p>	<p>1 調査すべき情報</p> <p>(1) 河川にあっては生物化学的酸素要求量の</p>	<p>1 予測の基本的な手法</p> <p>生物化学的酸素要求量、化学的</p>

		<p>状況（当該調査時における流量の状況を含む。）、海域又は湖沼にあっては化学的酸素要求量、全窒素及び全<sup>りん</sup>燐の状況</p> <p>(2) 流れの状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報（前号(1)については、水質汚濁に係る環境基準に定める生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、全窒素及び全<sup>りん</sup>燐の測定の方法を用いられたものとする。）の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 水域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて水の汚れに係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>4 調査地点 水域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて調査地域における水の汚れに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査の期間並びに時期及び時間帯 水域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて調査地域における水の汚れに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>酸素要求量、全窒素又は全<sup>りん</sup>燐の物質の収支に関する計算又は事例の引用若しくは解析</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、水域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて水の汚れに係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>3 予測地点 水域の特性及び水の汚れの変化の特性を踏まえて予測地域における水の汚れに係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等 事業活動が定常状態になる時期及び水の汚れに係る環境影響が最大になる時期</p>
<p>有害物質等</p>	<p>浸出液処理 水の排出</p>	<p>1 調査すべき情報 (1) 有害物質等の状況 (2) 流れの状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報（前号(1)については、水質汚濁に係る環境基準に定める人の健康の保護に関する項目の測定の方法並びにダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準に定めるダイオキシン類の測定の方法を用いられた</p>	<p>1 予測の基本的な手法 有害物質等の物質の収支に関する計算又は事例の引用若しくは解析</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、水域の特性及び有害物質等の変化の特性を踏まえて有害物質等に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>3 予測地点</p>

		<p>ものとする。)の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域                  水域の特性及び有害物質等の変化の特性を踏まえて有害物質等に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>4 調査地点                  水域の特性及び有害物質等の変化の特性を踏まえて調査地域における有害物質等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等                  水域の特性及び有害物質等の変化の特性を踏まえて調査地域における有害物質等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>水域の特性及び有害物質等の変化の特性を踏まえて予測地域における有害物質等に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等                  事業活動が定常状態になる時期及び有害物質等に係る環境影響が最大になる時期</p>
<p>地下水の流れ</p>	<p>造成等の施工（陸上埋立て）</p> <p>最終処分場の存在（陸上埋立て）</p>	<p>1 調査すべき情報                  (1) 地下水の状況                  (2) 地下水の利用状況                  (3) 地形及び地質の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法                  文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域                  水象の特性及び地下水の利用状況を踏まえて地下水の流れに係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>4 調査地点                  水象の特性及び地下水の利用状況を踏まえて調査地域における地下水の流れに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等                  水象の特性を踏まえて調査地域における地</p>	<p>1 予測の基本的な手法                  事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域                  調査地域のうち、水象の特性及び地下水の利用状況を踏まえて地下水の流れに係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>3 予測地点                  水象の特性及び地下水の利用状況を踏まえて調査地域における地下水の流れに係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>4 予測対象時期等                  工事による地下水の流れに係る環境影響が最大になる時期及び事業活動が定常状態になる時期</p>

		下水の流れに係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期	
重要な地形及び地質	造成等の施工（陸上埋立て）	1 調査すべき情報 (1) 地形及び地質の概況 (2) 重要な地形及び地質の分布、状態及び特性	1 予測の基本的な手法 重要な地形及び地質について、分布、成立環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析
	護岸等の施工（水面埋立て）	2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析	2 予測地域 調査区域のうち、地形及び地質の特性を踏まえて重要な地形及び地質に係る環境影響を受けるおそれがある地域
	最終処分場の存在（陸上埋立て）	3 調査地域 対象事業実施区域及びその周辺の地域	3 予測対象時期等 地形及び地質の特性を踏まえて重要な地形及び地質に係る環境影響を的確に把握できる時期
	最終処分場の存在（水面埋立て）	4 調査地点 地形及び地質の特性を踏まえて調査地域における重要な地形及び地質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点  5 調査期間等 地形及び地質の特性を踏まえて調査地域における重要な地形及び地質に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる時期	
重要な種及び注目すべき生息地	造成等の施工（陸上埋立て）	1 調査すべき情報 (1) 脊椎動物、昆虫類その他主な陸生動物及び主な水生動物に係る動物相の状況 (2) 動物の重要な種の分布、生息の状況及び生息環境の状況 (3) 注目すべき生息地の分布並びに当該生息地が注目される理由である動物の種の生息の状況及び生息環境の状況	1 予測の基本的な手法 動物の重要な種及び注目すべき生息地について、分布又は生息環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析
	護岸等の施工（水面埋立て）	2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析	2 予測地域 調査地域のうち、動物の生息の特性を踏まえて重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を受けるおそれがある地域
	最終処分場の存在（陸上埋立て）	3 調査地域 対象事業実施区域及びその周辺の地域	3 予測対象時期等 動物の生息の特性を踏まえて重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を的確に把握できる時
	最終処分場の存在（水面埋立て）		

		<p>4 調査地点 動物の生息の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路</p> <p>5 調査期間等 動物の生息の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>期及び時間帯</p>
<p>重要な種及び群落</p>	<p>造成等の施工（陸上埋立て）</p> <p>護岸等の施工（水面埋立て）</p> <p>最終処分場の存在（陸上埋立て）</p> <p>最終処分場の存在（水面埋立て）</p>	<p>1 調査すべき情報 (1) 河川又は湖沼にあっては、種子植物その他主な植物に関する植物相及び植生の状況、海域にあっては、海藻類その他主な植物に関する植物相及び植生の状況 (2) 植物の重要な種及び群落の分布、生育の状況及び生育環境の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 対象事業実施区域及びその周辺の地域</p> <p>4 調査地点 植物の生育及び植生の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び群落に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路</p> <p>5 調査期間等 植物の生育及び植生の特性を踏まえて調査地域における重要な種及び群落に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>1 予測の基本的な手法 植物の重要な種及び群落の分布又は生育環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、植物の生育及び植生の特性を踏まえて重要な種及び群落に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>3 予測対象時期等 植物の生育及び植生の特性を踏まえて重要な種及び群落に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
<p>地域を特徴づける生態</p>	<p>造成等の施工（陸上埋</p>	<p>1 調査すべき情報 (1) 動植物その他の自然環境に係る概況</p>	<p>1 予測の基本的な手法 注目種等について、分布、生息</p>

系	<p>立て)</p> <p>護岸等の施工(水面埋立て)</p> <p>最終処分場の存在(陸上埋立て)</p> <p>最終処分場の存在(水面埋立て)</p>	<p>(2) 複数の注目種等の生態、他の動植物との関係又は生息環境若しくは生育環境の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 対象事業実施区域及びその周辺の地域</p> <p>4 調査地点 動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて調査地域における注目種等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点又は経路</p> <p>5 調査期間等 動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて調査地域における注目種等に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	<p>環境又は生育環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて注目種等に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>3 予測対象時期等 動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて注目種等に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
<p>主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観</p>	<p>最終処分場の存在(陸上埋立て)</p> <p>最終処分場の存在(水面埋立て)</p>	<p>1 調査すべき情報 (1) 主要な眺望点の状況 (2) 景観資源の状況 (3) 主要な眺望景観の状況</p> <p>2 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>3 調査地域 対象事業実施区域及びその周辺の地域</p> <p>4 調査地点 景観の特性を踏まえて調査地域における主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p>	<p>1 予測の基本的な手法 主要な眺望点及び景観資源について、分布の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析並びに主要な眺望景観について、完成予想図、フォトモンタージュ法その他の視覚的な表現方法</p> <p>2 予測地域 調査地域のうち、景観の特性を踏まえて主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>3 予測対象時期等 景観の特性を踏まえて主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>

		<p>5 調査期間等</p> <p>景観の特性を踏まえて調査地域における主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	
<p>主要な人と自然との触れ合いの活動の場</p>	<p>造成等の施工（陸上埋立て）</p>	<p>1 調査すべき情報</p> <p>(1) 人と自然との触れ合いの活動の場の状況</p> <p>(2) 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況</p>	<p>1 予測の基本的な手法</p> <p>主要な人と自然との触れ合いの活動の場について、分布又は利用環境の改変の程度を踏まえた事例の引用又は解析</p>
	<p>護岸等の施工（水面埋立て）</p>	<p>2 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p>	<p>2 予測地域</p> <p>調査地域のうち、人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p>
	<p>最終処分場の存在（陸上埋立て）</p>	<p>3 調査地域</p> <p>対象事業実施区域及びその周辺の地域</p>	<p>3 予測対象時期等</p> <p>人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
	<p>最終処分場の存在（水面埋立て）</p>	<p>4 調査地点</p> <p>人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて調査地域における主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>5 調査期間等</p> <p>人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて調査地域における主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	
<p>建設工事に伴う副産物</p>	<p>造成等の施工（陸上埋立て）</p> <p>護岸等の施工（水面埋立て）</p>	<p>1 調査すべき情報</p> <p>(1) 地形の状況</p> <p>(2) 土地利用の状況</p> <p>(3) 廃棄物については、その種類ごとの再資源化施設、中間処理施設及び最終処分場における処分の状況</p> <p>(4) 切土又は盛土に伴う土砂の保管状況</p> <p>2 調査地域</p> <p>対象事業実施区域並びに前号(3)及び(4)の情報を適切に把握するために必要な地域</p>	<p>1 予測の基本的な手法</p> <p>建設工事に伴う副産物の種類ごとの発生及び処分の状況の把握</p> <p>2 予測地域</p> <p>対象事業実施区域及び前号における把握を適切に行うために必要な地域</p> <p>3 予測対象時期等</p> <p>工事期間</p>

メタン	廃棄物の存在・分解	1 調査すべき情報 対象事業に係る最終処分場において処分する廃棄物の組成	1 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析  2 予測地域 対象事業実施区域  3 予測対象時期等 事業活動が定常状態になる時期
-----	-----------	---	---

備考 1 この表において「存在及び供用」とは、それぞれ最終処分場の存在並びに廃棄物の埋立ての用に供すること及び最終処分場の維持管理に関することをいう。

2 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。

3 この表において「有害物質等」とは、人の健康の保護に関する観点から環境基準が定められている物質をいう。

4 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種」及び「重要な種及び群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。

5 この表において「注目すべき生息地」とは、学術上若しくは希少性の観点から重要な生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。

6 この表において「注目種等」とは、地域を特徴づける生態系に関し、上位性（生態系の上位に位置する性質をいう。）、典型性（地域の生態系の特徴を典型的に現す性質をいう。）又は特殊性（特殊な環境であることを示す指標となる性質をいう。）の視点から注目される動植物の種又は生物群集をいう。

7 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望するための場所をいう。

8 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。

9 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。

別表第2第26号の表題名中「標準手法」を「参考手法」に改め、同表中

標準項目	標準手法
------	------

を

参考項目	参考手法
------	------

に、

二酸化窒素	窒素酸化物
二酸化硫黄	硫黄酸化物

を

に改め、同表建設工事に伴う副産物の項中「発生」の次に「及び処分」を

加え、同別表第27号の表題名中「標準手法」を「参考手法」に改め、同表中

標準項目	標準手法
------	------

を

参考項目	参 考 手 法
------	---------

に、

二酸化窒素
二酸化硫黄

を

窒素酸化物
硫黄酸化物

に改め、同表建設工事に伴う副産物の項中「発生」の次に「及び処分」を

加え、同別表第28号の表題名中「標準手法」を「参考手法」に改め、同表中

標準項目	標 準 手 法
------	---------

を

参考項目	参 考 手 法
------	---------

に改め、同表建設工事に伴う副産物の項中「発生」の次に「及び処分」を加え、同別表第29号の表題名中「標準手法」を「参考手法」に、

標準項目	標 準 手 法
------	---------

を

参考項目	参 考 手 法
------	---------

に、

二酸化窒素
二酸化硫黄

を

窒素酸化物
硫黄酸化物

に改め、同表建設工事に伴う副産物の項中「発生」の次に「及び処分」を

加える。

附 則

( 施行期日 )

- この告示は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

( 経過措置 )

- 事業者がこの告示の施行の日（以下「施行日」という。）前に島根県環境影響評価条例（平成11年島根県条例第34号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づく方法書の公告を行っている対象事業については、この告示による改正後の島根県環境影響評価技術指針（以下「改正後の技術指針」という。）第18条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 事業者が施行日前に条例第15条の規定に基づく準備書の公告を行っている対象事業については、改正後の技術指針第3条から第20条第1項までの規定にかかわらず、なお従前の例による。

